

令和3年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第3号)

令和3年12月21日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第3 議案第58号 令和3年度海津市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第59号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第60号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第61号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第62号 海津市生涯学習センター条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第63号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第64号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第11 議案第66号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第67号 指定管理者の指定について
- 日程第13 認定第5号 令和2年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和2年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 令和2年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 令和2年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 令和2年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第10号 令和2年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第11号 令和2年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第12号 令和2年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第21 認定第13号 令和2年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第22 発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について
- 日程第23 請願第1号について
- 日程第24 議案第68号 令和3年度海津市一般会計補正予算(第9号)

◎出席議員（15名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	橋本武夫君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	伊藤誠君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	寺村典久君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴澤亮君	総務部参事 情報統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君
市民環境部長	大橋隆幸君	健康福祉部長	近藤三喜夫君
産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	佐野正美君	建設水道部長	石原敏彦君
教育委員会 事務局局長	伊藤一人君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	白木法久君
消防長	木村謙二君	産業経済部次長兼 商工観光課長	山本明美君

建設水道部次長兼
上下水道課長

中村勝豊君

総務部総務課長併
選挙管理委員会
事務局書記次長

伊藤聡君

総務部
企画財政課長兼
コロナ対策支援室長

近藤康成君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長

長谷川誠

議会事務局
議会総務課長兼
議会総務係長兼
議事調査係長

森島敬子

議会事務局
議会総務課主事

石原進吾

◎開議宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において11番 藤田敏彦君、12番 川瀬厚美君を指名します。

◎議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第8号）から議案第67号 指定管理者の指定についてまで

○議長（伊藤 誠君） 次に、日程第2、議案第57号から日程第12、議案第67号までの11議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君。

〔総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君 登壇〕

○総務産業建設委員長（二ノ宮一貴君） では、委員長報告をさせていただきます。

令和3年12月20日、海津市議会議長 伊藤誠様、総務産業建設委員会委員長 二ノ宮一貴。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順で報告いたします。

議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第8号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第58号 令和3年度海津市下水道事業会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第65号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告しました3案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて御報告いたします。

主な質疑として、議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第8号）のうち本委

員会の所管に属する事項の関係で、歳入の一般寄附金、ふるさと応援寄附金額と市民税の流出額の比較について質疑があり、令和2年度はふるさと応援寄附金額が約850万円多い旨の答弁がありました。

道路橋梁維持費、橋梁補修設計委託料を300万円減額することによって橋梁の補修計画に遅れが生じるのではないかと質疑があり、請負差金による予算を工事に活用するもので、計画に遅れは生じていない旨の答弁がありました。

生活安全対策費、修繕費、防犯灯のLED化の現状及び計画について質疑があり、市内の防犯灯約4,000基のうち、商工会から移管された約350基はまだLED化がされておらず、球切れ時に年間10基ほどを更新している。今後はリースによるLED化も検討する旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 続きます、文教福祉委員長 伊藤久恵君。

〔文教福祉委員長 伊藤久恵君 登壇〕

○文教福祉委員長（伊藤久恵君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和3年12月20日、海津市議会議長 伊藤誠様、文教福祉委員会委員長 伊藤久恵。

委員会審査報告。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果と報告いたします。

議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第8号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第59号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第60号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第61号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第62号 海津市生涯学習センター条例を廃止する条例について、可決すべきもの。議案第63号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第64号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第66号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。議案第67号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告しました9案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第8号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、令和4年度から8年度までの市民プール指定管理者管理料は1億5,000万円であり年間3,000万円となる。現管理料3,500万円から500万円減額

になった理由について質疑があり、指定管理者からの提案による照明のLED化等経費削減が理由である旨の答弁がありました。

指定寄附金、社会教育費指定寄附金400万円の用途及び生活保護扶助費、扶助費の対象者数について質疑があり、寄附金を歴史民俗資料館Wi-Fi環境整備工事に使うこと、扶助費の対象者数は、年度当初84世帯93人から11月現在で87世帯102人となり、9人増加した旨の答弁がありました。

障害福祉費、障害児通所給付費の増額は、放課後デイサービスの利用者増と説明があったが、以前利用者の減少により休業の可能性があると同ったがどういうことかと質疑があり、利用者が減少しているサービスは障害児タイムケア事業であり、利用が増加している放課後等デイサービスへシフトしたことが要因の一つと考えられる旨の答弁がありました。

小学校費、学校管理費、工事設計管理委託料で、令和6年4月1日の児童数で設計する工事内容について質疑があり、高須小学校北舎の東側に3階建ての校舎を増築し、1階を職員室等、2階・3階を普通教室、図書室等とする。南舎は留守家庭児童教室に使用しているが、児童数が増加するため教室を改修する。また、西舎及び渡り廊下は解体し、北舎・南舎はクラック修繕し、塗装を施工する旨の答弁がありました。

同じく不動産鑑定評価委託料、小学校統廃合に係るスクールバスの乗降場用地の不動産鑑定評価について当初予算に入れることはできなかったのか、また用地のめどがついたための補正かと質疑があり、小学校統合整備事業は海津町地域小学校統合基本計画に基づき事務を進めており、通学手段として通学バスを検討している。高須認定こども園のバス乗降場を含めた一体整備を行うため、高須小学校周辺で希望する用地のめどが立ったため不動産鑑定を委託する旨の答弁がありました。以上です。

○議長（伊藤 誠君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第57号から議案第61号までの5議案について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第57号から議案第61号までの5議案について一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第61号までの5議案について一括採決いたします。

お諮りします。議案第57号から議案第61号までの5議案について、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第8号）、議案第58号 令和3年度海津市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第59号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）、議案第60号 海津市南濃総合福祉会館ゆりの森条例の一部を改正する条例について、議案第61号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、以上5議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第62号 海津市生涯学習センター条例を廃止する条例について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

10番 松岡唯史君。

[10番 松岡唯史君 登壇]

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、討論をさせていただきます。

議案第62号 海津市生涯学習センター条例を廃止する条例について、反対。

この間の経緯として、平成27年に策定されました公共施設等総合管理計画や令和2年に実施されました民間利活用可能性調査、そして令和3年に策定されました財政再生プログラムを経て、平田図書館、生涯学習センターを民間認定こども園としてリニューアルして活用し、公共的施設を減らすこととしました。

確かに老朽化した今尾認定こども園の建て替えを行わず、平田図書館において秋桜こども園と統合し、民間こども園とすることによって本市の財政負担が軽減されることにはなりません。しかし、今後こども図書館をやすらぎ館内に移設するためのリニューアル経費は全て市が負担しなければなりません。また、旧平田庁舎跡地や平田体育館についても今後どうするのかについて決まっておられません。

したがいまして、旧平田庁舎跡地周辺公共施設等再編に係る計画につきまして、全体の見通しがはっきりとしておらず、今後追加的に本市の財政負担が大きくなるのではないかという懸念などから、同方針の一部分だけを賛同することに強いためらいがあります。

また、令和6年度にやすらぎ会館をリニューアルしてこども図書館を設置し、平田図書館の児童書などを引き続き閲覧・貸出しできることなどを予定しているとのことでありますが、平田図書館の閉館と2年以上のタイムラグがあります。そのため、図書館機能が維持・充実されるのかについても懸念を持たざるを得ません。本来であれば、代替施設であるこども図書館を先に整備し、その後に平田図書館、生涯学習センターの廃止手続に入るべきではないでしょうか。

最後に、新こども園の開設に伴い、今年10月に候補者を選定したとの説明を受けておりますが、そもそも本来であれば生涯学習センターの廃止について、何年後に廃止することをあらかじめ議会で議決してから候補者選定等に入るべきであり、新こども園の開設ありきで本議案を議会上程していることは議会軽視であると私は考えます。

以上のことから本議案に反対するものであります。

○議長（伊藤 誠君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第62号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 誠君） 着席願います。

総数14名、起立11名、起立多数です。よって、議案第62号 海津市生涯学習センター条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号から議案第67号までの5議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第63号から議案第67号までの5議案について一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第67号までの5議

案について一括採決いたします。

お諮りします。議案第63号から議案第67号までの5議案について、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、議案第64号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第65号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第66号 指定管理者の指定について、議案第67号 指定管理者の指定について、以上5議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎認定第5号 令和2年度海津市一般会計決算の認定についてから認定第13号 令和2年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

- 議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第13、認定第5号から日程第21、認定第13号までの9議案を一括議題といたします。

さきに決算特別委員会に審査が付託してありますので、ただいまから決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長 服部寿君。

〔決算特別委員長 服部寿君 登壇〕

- 決算特別委員長（服部 寿君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和3年12月20日、海津市議会議長 伊藤誠様、決算特別委員会委員長 服部寿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果を述べさせていただきます。

認定第5号 令和2年度海津市一般会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第6号 令和2年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第7号 令和2年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第8号 令和2年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第9号 令和2年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第10号 令和2年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第11号 令和2年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第12号 令和2年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第13号 令和2年度海津市羽沢財産区会計決算

算の認定について、認定すべきもの。

決算特別委員会委員長報告をさせていただきます。

審査の経過を申し上げます。

12月15日、16日、提出されました各会計の決算書等、各書類により慎重に審査をいたしました。

結果につきましては、ただいま報告したとおりであります。認定9案件全て全会一致で認定すべきものと決定しましたことを併せて報告させていただきます。

審査の過程で様々な質疑がありましたが、総括質疑の中で令和2年度の実質単年度収支と黒字の要因について質疑があり、実質単年度収支は3億3,309万6,000円で、実質収支額から見ても黒字である。その要因については、1つには新型コロナウイルスの影響を受けたもので、地方創生臨時交付金を活用した対策事業を多く実施したこと及び行事等の中止によるもの、2つには財政再生プログラムの効果額1億2,542万3,000円によるものである。さらに実質収支比率及び経常収支比率が前年度と多く変わったのは新型コロナの影響か、また公債費負担比率が年々警戒比率15%に近づいている状況について質疑があり、実質収支比率については、新型コロナ対策事業の不執行と財政再生プログラムの効果により繰越金が増加したことによるもの、経常収支比率については財政再生プログラムの効果によるもの、公債費負担比率については今年度がピークであり、来年度からは下降すると考える旨の答弁がありました。

また、今後の財政に市民のニーズを反映させるため、予算編成において税収の減収は否めないが、子育て世代に選ばれるまちづくりの政策を実現するため、限られた予算の中で効果的な事業を行う。後期基本計画をまず市民に知っていただき、政策実現のための意見徴収、タウンミーティングを実施する。また、ICT、SNSを活用したニーズ調査を積極的に行う旨の答弁がありました。

また、市税の不納欠損、差押えについて質疑があり、コロナ禍により滞納整理の訪問ができないこと、確実な預貯金を差し押さえる旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

認定第5号から認定第13号までの9議案について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。認定第5号から認定第13号までの9議案について一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第13号までの9議案については一括採決いたします。

お諮りします。認定第5号から認定第13号までの9議案につきまして、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号 令和2年度海津市一般会計決算の認定について、認定第6号 令和2年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定第7号 令和2年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定第8号 令和2年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定第9号 令和2年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第10号 令和2年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定第11号 令和2年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第12号 令和2年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定第13号 令和2年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、以上の9議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第22、発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書についてを議題とします。

さきに総務産業建設委員会に審査が付託してありますので、ただいまから審査結果の報告を求めます。

総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君。

[総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君 登壇]

○総務産業建設委員長（二ノ宮一貴君） では、委員会報告をさせていただきます。

令和3年12月20日、海津市議会議長 伊藤誠様、総務産業建設委員会委員長 二ノ宮一貴。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について、可決す

べきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告いたしました案件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことを併せて御報告いたします。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

最初に、8番 伊藤久恵君。

〔8番 伊藤久恵君 登壇〕

○8番（伊藤久恵君） 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書に対する反対討論をさせていただきます。

私は、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書に反対いたします。

今回の意見書は、選択的夫婦別姓について実質的にも法制化を求める趣旨であると理解しています。私はその方向性について、そもそも反対であります。

今回の意見書において、全く触れられていないことがあります。それが子どもの幸福という観点であります。子どもの幸福という観点から考えたときに、一体どれだけの国民が選択的夫婦別姓制度を積極的に進めたいと考えられるでしょうか。

平成29年の内閣府の家族の法制に関する世論調査では、夫婦別姓制度が「子どもにとって好ましくない影響があると思う」と思う国民は62.6%であったそうです。選択的夫婦別姓制度は親子間の別姓にもつながります。多くの子どもがそのような制度を望むのでしょうか。

親となる者の都合の裏で、出生時に意思表示もすることのできない子どもの幸福は、そして人権はないがしろにされてよいのでしょうか。なぜファミリーネームであるはずの姓を家族で共有することができないのか。子どもは理解することもできないままに自らの選択肢はなく、ただ親子間、あるいはきょうだい間などで別姓を余儀なくされます。その影響について、もっとよく考えてみられてはいかがでしょうか。

この意見書に出てくる論点は、結婚する大人側の権利の主張ばかりであります。人間としていかなる義務を果たすのか、そして親としていかなる義務を果たすのか、その視点は全くうかがうことができません。その大人側の権利の主張の裏で子どもの人権がないがしろにされようとしていることに、私は非常な危機感を覚えております。

そして、今回の意見書の冒頭で、上記内閣府の世論調査において、選択的夫婦別姓制度の

導入に賛成または容認すると答えた国民が66.9%だったと述べられていますが、全くの曲解であり、市民に誤解を招くものであります。

実際の選択肢は、「婚姻をする以上夫婦は必ず同じ姓を名のるべきであり、現在の法律を改める必要はない」とする意見が29.3%、「夫婦が婚姻前の姓を名のることを希望していても夫婦は必ず同じ姓を名のるべきだが、婚姻によって姓を改めた人が婚姻前の姓を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては構わない」とする意見が24.4%。つまり「夫婦が必ず同じ姓を名のるべき」とする意見が53.7%です。

それにもかかわらず、今上げた2つ目の選択肢を夫婦別姓容認側の意見とした上で、「夫婦が婚姻前の姓を名のることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の姓を名のることができるように法律を改めても構わない」とする意見の42.5%と足して66.9%の人が賛成もしくは容認であるとするのは明らかに間違いであり、悪質なデマゴグであると断じざるを得ません。

このような曲解の含まれた本意見書に賛成の採択をすることは、本市議会の信用を著しく損なうものであると考えます。

どの姓を名のるかをととても大事に思われる方もいるのは当然承知しております。仕事などで通称を使いやすくすることも現実的な選択肢の一つでありましょうが、自分が育った家族の姓を残したいとする思いも理解できるものであります。しかし、同時に私たちは子どもの幸福のためになるのか、家族の持つ本当の価値とは何か、それをもっと真剣に考え議論した上で方向性を見いだしていくべきではないでしょうか。現段階において、法制化を進めるのは明らかに拙速であると思います。以上です。

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、10番 松岡唯史君。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 議長の許可を得ましたので、賛成討論をさせていただきます。

発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について、賛成。

本発議の提出理由にもありますように、国民世論は約6割が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成もしくは容認をしており、国連の女子差別撤廃委員会からも法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改正すべきだと繰り返し日本政府は勧告をされております。

現在においても、結婚時に改姓するのは女性が96%とのことでありまして、姓の変更の強制により様々な不便、不利益をもたらし、個人の尊厳が脅かされている状況にあると言えます。

また、今年6月の最高裁大法廷では憲法に違反しないと判断をしたものの、国会での立法による解決を促しており、国会の責任が問われております。さらに子どもの氏の問題につきましては、12月17日の参院予算委員会におきまして、日本共産党の小池晃書記局長が選択的

夫婦別姓の早期実現を求める質問の中で、法制審議会で基本的な案が出されていることを指摘し、野田聖子男女共同参画担当相も法制審議会の答申では、子どもの氏は結婚の際にあらかじめ決めておき、子どもは全員同じ氏を名のると原案に示されているので、しっかりと広めることが大切だと思うと答弁されたとのことであります。

日本共産党は、民法を改正し、直ちに同制度の導入を求める立場ではありますが、国会において同制度の法制化に向けた積極的な議論が進んでいない状況を鑑みまして、本意見書に賛成をするものであります。

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、6番 橋本武夫君。

〔6番 橋本武夫君 登壇〕

○6番（橋本武夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

日本で夫婦同姓制度が導入されたのは1898年（明治31年）のことです。これは、当時のドイツの制度を手本として導入されたもので、それ以前は夫婦別姓でした。また、江戸時代には庶民は姓を名のっておりませんので、そもそもそういう概念が存在しません。夫婦同姓は決して日本の古き伝統ではないのです。

1979年、国連で女子差別撤廃条例が採択され、夫婦同姓だった国も選択的夫婦別姓を導入する流れが強まり、明治ではお手本にしていたドイツも選択的夫婦別姓を導入しています。現在では、世界的に見ても夫婦同姓を強制する制度が残っているのは日本だけになっています。

家族は同じ姓でなければ絆が築けないというのは我々に刷り込まれた印象論・感情論にすぎません。夫婦別姓の家庭で育った子どもたちは、そのことを自然に受け止め、健やかに育っています。

現在の日本では、事実婚を選択した場合、相続、税金、病気などで意思表示できないパートナーの代理人になれないなどの様々なデメリットがあります。にもかかわらず事実婚を選択せざるを得ない人が多数存在するのは、姓がその人のアイデンティティーに関わる重要なものであり、またそれまでに信用・実績を築いてきた名前が消えてしまうことによって社会的な死が訪れるのです。旧姓使用を認める会社が増えているのは、その点を考慮せざるを得ない社会になっているということの表れです。

また、改姓に関わる手続は100を超えるケースもあると聞きますが、改姓しない側はほとんどその必要がありません。改姓をする側だけが負担を強いられる不平等な制度であるとも言えます。

1996年、法制審議会が選択的夫婦別姓を認める民法改正案を法務大臣に答申したものの、

これまで国会での議論は進んでいません。法律は社会の進化や国民のニーズに応じてアップデートされていくべきであり、これまでの夫の姓を名のる、妻の姓を名のるという2つの選択肢に加えて、夫婦がそれぞれ従前の姓を名のるという選択肢を加えることは速やかに実現されるべき事案と考えます。早急な国会での対応を求めて本議案に賛成するものです。以上です。

○議長（伊藤 誠君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 誠君） 着席願います。

総数14名、起立11名、起立多数です。よって、発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎請願第1号について

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第23、請願第1号についてを議題とします。

さきに総務産業建設委員会に審査が付託してありますので、ただいまから審査結果の報告を求めます。

総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君。

〔総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君 登壇〕

○総務産業建設委員長（二ノ宮一貴君） 請願審査報告をさせていただきます。

令和3年12月20日、海津市議会議長 伊藤誠様、総務産業建設委員会委員長 二ノ宮一貴。請願審査報告書。

令和3年第4回定例会において本委員会に付託された案件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第141条第1項の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。受理年月日、令和3年11月26日、付託年月日、令和3年12月6日、件名、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書、請願者住所、岐阜県海津市海津町高須563-1、請願者氏名、海津市商工会会長、岡田均、紹介議員、里雄淳意、橋本武夫、小粥努、片野治樹。

委員会の意見、今回議会に提出された本請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、たばこ税は一般税であるが分煙環境整備に充てるのではなく、禁煙支援や喫煙所の撤去等喫煙自体をなくしていくことや、たばこの被害に苦しんでいる方たちへの支援、予防対策に充てるべきではないかとの意見もあったが、採決の結果、賛成多数で採択すべきものとの結論に達した。

審査結果、採択すべきもの。以上です。

○議長（伊藤 誠君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

10番 松岡唯史君。

[10番 松岡唯史君 登壇]

○10番（松岡唯史君） 議長の許可を得ましたので、討論をさせていただきます。

請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書、反対。

私が反対する理由の一つは、たばこに対する世界の流れに逆行するからであります。

2003年に世界保健機構WHOにおきまして、たばこ規制枠組条約が採択され、2004年に日本も批准し、2005年に発効されました。同条約はたばこ商品の削減を目的に掲げ、各締約国がたばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことを科学的証拠により明白に証明されていることや、出生前にたばこの煙にさらされることが児童の健康上及び発育上の条件に悪影響を及ぼすという明白な科学的証拠があることなどを認識した上で、目的達成のための基本原則及び各締約国の義務について規定したものであります。

そして、2021年9月現在、同条約の締約国は182か国でありまして、50か国以上でWHOが屋内全面禁煙を求める医療機関、学校、大学、行政機関、事業所、飲食店、バー、公共交通機関といった公衆の集まる場所の全てに屋内全面禁煙を義務づける法規制が整備されております。これがたばこに対する世界の流れであります。

また、本請願では分煙環境整備に地方たばこ税を充てることを求めておられますが、同条約のたばこ商品の削減という目的を鑑みれば、分煙環境整備ではなく喫煙自体を削減していくことが本質的には求められていると考えられます。したがって、請願内容はこうした世界の流れや同条約で求められております禁止措置、そして目的と整合性が取れておりません。

さらに税収という点につきましても、厚生労働省研究班によりますと、喫煙の経済的影響には医療費支出などの負の影響と、たばこ産業、たばこ税及び関連他産業への影響といった正の影響という双方の観点があり、2015年度のたばこによる負の影響は関連疾患の医療費のみならず、施設環境面への影響や生産性の損失など多岐にわたります。損失総額は4.3兆円に上る一方で正の影響は2.8兆円にとどまり、全体では負の影響が上回ると示唆されております。

こうしたことから、たばこ税は一般税ではありますが、分煙環境整備に充てるのではなく、禁煙支援、喫煙所の撤去など喫煙自体をなくしていくことですか、たばこの被害に苦しんでおられる方たちへの予防対策に充てるべきではないかと私は考えます。

以上のことから、私は個人の嗜好として楽しむ自由については否定しませんが、市民からいただく税金は市民の生存と健康に資するところに充てるべきであると考え、本請願に反対をいたします。

○議長（伊藤 誠君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから請願第1号について採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

請願第1号について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 誠君） 着席願います。

総数14名、起立10名、起立多数であります。したがって、請願第1号については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第68号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第9号）及び議案第69号 指定管理者の指定について

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第24、議案第68号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第9号）並びに日程第25、議案第69号 指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

市長より議案の提案を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

ただいま追加提案いたしました2議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、補正予算案件について御説明申し上げます。

議案第68号の令和3年度海津市一般会計補正予算（第9号）につきましては、民生費で子育て世帯への臨時特別給付金事業で、18歳以下の子どもへの10万円相当の給付について、年内に現金で一括給付する方針といたしましたので、第2回臨時会でお認めいただいた給付金に追加して、必要となる残りの5万円の給付金等2億1,624万5,000円を計上し、その財源として、国庫支出金で子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を充て、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ156億8,751万8,000円とするものであります。

債務負担行為補正では、期間を令和3年度から令和8年度として、海津市老人福祉施設海津苑指定管理者管理料1億9,750万円を限度額として追加いたしました。

続きまして、その他案件について御説明申し上げます。

議案第69号の指定管理者の指定につきましては、海津市老人福祉施設海津苑について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和9年3月31日までケービックス株式会社を指定管理者として指定するもので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました追加議案につきまして提案理由を申し上げます。何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤 誠君） 説明が終わりましたので、順次質疑を許可します。

初めに、議案第68号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第9号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第69号 指定管理者の指定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本議案2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第68号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第9号）の討論を許可します。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。議案第68号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第69号 指定管理者の指定についての討論を許可します。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。議案第69号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤 誠君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年海津市議会第4回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

（午前9時53分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和4年3月31日

議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 藤 田 敏 彦

署 名 議 員 川 瀬 厚 美